

離・退職病理医等の活用に向けた病理遠隔診断保険適用対象の規制緩和

<「具体的な支障事例」欄>

**【制度の概要】**

病理診断に係る診療報酬の項目である組織診断料及び細胞診断料を算定するには、保険医療機関のうち、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所であることが要件とされている。

**【本県の状況】**

滋賀県では、どこに住んでいても誰もが等しく同様の医療が受けられるよう医療政策を進めているところである。

その一環として、滋賀県医療計画において、「がん診療に携わる専門医師、・・・(中略)・の配置を支援するとともに人材の有効活用策を検討します。(例 ICT (情報通信技術) を活用した遠隔病理診断)」と盛り込んだ上で、がんを診断する病理医不足への対応と、病理医がいないことで発生する診断期間の長期化(10日以上)による患者が受ける精神的苦痛の緩和のため、病理医がいない医療機関でも、遠隔医療の一つである遠隔病理診断(テレパソロジー)のネットワーク化により、がん対策を進めてきたところである。

遠隔病理診断の実施により、上記の課題解消には、一定の効果はあるところであるが、平成28年4月現在で、県内の病理医は、32名に過ぎず、年間70,000件程度と見込まれている県内の病理診断を処理するには、県外の病理医も活用した遠隔病理診断を行ったとしても、なお困難な状況である。

**【支障事例】**

上記【本県の状況】のとおり、病理医が不足している一方で、その不足分を補うことが可能な定年退職や結婚・育児等の理由で離職している病理医の方々については、一定の勤務時間を確保することが困難など病院との雇用契約関係を結ぶことが困難なため、病院と病理医が雇用契約関係を結ぶのではなく、病院があらかじめそのような病理医を登録し、病理診断の必要が生じた際に、自宅等でテレパソロジーを活用して診断を行う都度謝金等の形で報酬を支払う制度を設けることを検討している。

その場合、病理医に対する謝金の財源として、上記【制度の概要】の組織診断料又は細胞診断料を活用することを想定しているが、組織診断料又は細胞診断料を算

定するには、病院の場合、当該保険医療機関に「病理診断を専ら担当する医師が勤務する」ことが求められており、常勤・非常勤を問わないものの、当該保険医療機関と何らかの雇用契約関係を有することが要件とされていることから算定できず、謝金に必要な財源が確保できない状況となっている。

#### 【制度改正の必要性】

保険医療機関と雇用契約を有しない場合でも、「勤務する」と準じる扱いとして、組織診断料又は細胞診断料の算定を可能にすることで、テレパソロジーの活用が拡大し、診断の迅速化、診断精度の向上を図ることが可能となる。

#### <診療報酬単価表：改正案>

#### N003 術中迅速病理組織標本作製

#### N003-2 術中迅速細胞診

通則 7 テレパソロジーにより、区分番号 N003 に掲げる術中迅速病理組織標本作製又は区分番号 N003-2 に掲げる術中迅速細胞診を行う場合（ア）には、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間において行うときに限り算定する。

（イ）

（ア）の追加

又は術中迅速細胞診でない N006 に掲げる細胞診を行う場合

（イ）の追加

ただし、遠隔病理診断により、診断を行う場合には、病理医を保険医療機関への登録制(重複保健機関登録可)とし、保険医療機関へ病理医を登録することで、病理診断を依頼する保健医療機関を通じて保険請求することができるものとする。

#### N006

1 組織診断料

2 細胞診断料

注1 1については、・・・算定する。

ただし、遠隔病理診断により、診断を行う場合には、病理医を保険医療機関への登録制(重複保健機関登録可)とし、保険医療機関へ病理医を登録することで、病理診断を依頼する保健医療機関を通じて保険請求することができるものとする。

2 2について、・・・算定する。

ただし、遠隔病理診断により、診断を行う場合には、病理医を保険医療機関への登録制(重複保健機関登録可)とし、保険医療機関へ病理医を登録することで、病理診断を依頼する保健医療機関を通じて保険請求することができるものとする。